

グッドマナー指導員について

苅田町では、平成17年1月に施行された「苅田町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例」を受け、公園などを巡回して飼い主のマナーなどを助言・指導する指導員を委嘱しています。有志ボランティアが、近くの公園などを中心に、散歩に訪れた飼い主に啓発用のチラシを配布したり、声かけをしたりしてマナー向上のために活動しています。

指導員は、腕章と身分証を携帯していますので、助言や注意を受けたら、周りの人からどのように見えているのか考え、飼い主としてのマナーを省みる機会としてください。

犬の飼い主の責務

- ・ 飼い犬の散歩などをするときは、ふんを処理する用具を携帯しましょう。
- ・ 公共の場所等（道路、河川、公園、学校その他公共の場所又は他人の土地、建物等）で、飼い犬がふんをしたときは、回収し持ち帰らなければなりません。
- ・ 公共の場所等を飼い犬の尿で汚したときは、水で流すなどきちんと処理しなければなりません。

猫の飼い主の責務

- ・ 飼い猫が、他人に迷惑をかけないように努めましょう。